

路上喫煙・ 吸い殻ぽい捨て防止等 特集号

発行/伊丹市市民自治部環境政策室生活環境課 〒664-8503 伊丹市千僧1-1(市役所3階) TEL:072-781-5371



平成28年2月から、路上等の喫煙による身体や財産への被害を防止し、環境美化を推進することにより、安全で快適な生活環境を確保することを目的に、「伊丹市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例」がスタートしています。喫煙者をはじめ、みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

○平成28年2月1日より

「路上等喫煙禁止区域」及び「歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域」を指定
市内全域で迷惑な路上等喫煙をしない(努力義務)
条例の内容周知の為の啓発事業を開始

○平成28年7月1日より

「路上等喫煙禁止区域」内での喫煙の禁止
「歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域」内での歩きたばこ等及び吸い殻ぽい捨ての禁止
取締職員による指導の実施
違反者に対する1,000円の過料処分開始
(指導に従わず、路上等喫煙禁止区域内で喫煙を続けた場合)



喫煙規制に係る区域の概要

1 阪急伊丹駅 JR伊丹駅 両駅周辺のバス停・歩道・公園・広場を 「路上等喫煙禁止区域」に指定

⇒たばこを吸ったり、火のついたたばこを所持することはできません
(平成28年7月1日より)。

■平成28年7月1日より、違反者には過料1,000円を科せられる場合があります。(顔写真付きの身分証明書を持つ職員の指導に従わず、なお路上等喫煙禁止区域で喫煙を続けた場合。)

2 中心市街地*を「歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域」に指定

⇒歩きたばこや自転車で移動中の喫煙を禁止(平成28年7月1日より)。
(過料処分はありませんが、啓発・注意を進めます。)

歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域

※伊丹市船原1丁目及び2丁目の一部/宮ノ前1丁目及び3丁目の全部、2丁目一部/西台1丁目及び2丁目の全部、3丁目、4丁目一部/中央1丁目、2丁目、3丁目及び6丁目の全部/4丁目及び5丁目一部/伊丹1丁目、2丁目及び3丁目の全部/東有岡1丁目一部/藤ノ木1丁目一部
(地図は2面右はしのものをご参照ください)

3 市内全域でも…

⇒路上等の喫煙により他人に被害を与え、又は迷惑をかけることのないように注意しましょう!もちろんぽい捨ても禁止です。
条例の目的推進のための市の事業に協力をお願いします。
喫煙者の皆さんは、喫煙マナーを遵守しましょう!

特に周囲の子どもや妊娠中の人の前では配慮しましょう。

ところで…

Q. この条例で、路上等喫煙とは?道路上だけということ?
⇒A. 道路・公園・広場・緑地等、屋外の公共の場所で喫煙することです。

Q. 「路上等喫煙禁止区域」内では、全くたばこが吸えないのですか?
⇒A. 平成28年7月1日より、原則として区域内の道路・公園・広場といった屋外の公共の場所では吸えません。私有地や建物内の屋内は対象外です。私有地や建物内での喫煙については、それぞれの管理者の指示に従ってください。

Q. 違反したらどうなるのですか?
⇒A. 平成28年7月1日より、「路上等喫煙禁止区域」内での屋外の公共施設部分での喫煙は禁止です。身分証明書を携帯した職員が、違反者に対してたばこの火を消す等の指導をします。もしもこれに従わず喫煙を続けた場合は、1,000円の過料処分となります。

なお、「路上等喫煙禁止区域」外の「歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域」では、指導はいたしますが、**過料処分を行うことはありません。**

Q. 駅や店舗でも禁煙になっている中、駅前の屋外において、たばこはどこで吸えばいいのですか?
⇒A. 喫煙は阪急・JR伊丹駅周辺バスターミナル・道路・公園等の「路上等喫煙禁止区域」以外の場所で。マナーを守って、お互い気持ちよく!

(駅構内や建物内では、それぞれの管理者の指示に従ってください。)

平成28年7月1日から 路上等喫煙禁止区域での喫煙への指導・取締り、過料1,000円徴収開始

条例では今年7月1日より、「路上等喫煙禁止区域」での喫煙を禁止し、違反者に対する取締りに関する過料規定が施行されます。これは条例の目的である「安全で快適な生活環境の確保」という目的の実効性をより高めようとするものであって、決して喫煙者を罰することを目的としたものではありません。阪急・JR伊丹駅周辺歩道等の「路上等喫煙禁止区域」で喫煙行為に遭遇した場合は、条例の違反行為として、顔写真付きの身分証明書を携帯する取締職員が声をお掛けいたします。そして「喫煙を止める」または「区域の外で喫煙する」ように指導をいたします。この指導に従わず「路上等喫煙禁止区域」で喫煙を続けた場合は、過料1,000円を徴収します。なお、過料処分に際しては処分を告知された方には弁明の機会が設けられます。

Q 「路上等喫煙禁止区域」で喫煙をしていて、指導を受けた場合はどうすればいいのですか？

A すぐにたばこの火を消してください。指導に従わずに、なお「路上等喫煙禁止区域」で喫煙を続けた場合は、過料1,000円の処分が科せられることとなります。



Q 「路上等喫煙禁止区域」外の「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」での違反も過料処分を受けますか？

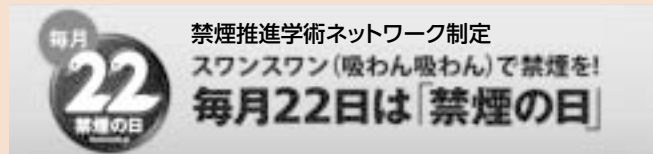
A 過料処分の対象は「路上等喫煙禁止区域」内において違反した場合に、中止等の指導に従わずに喫煙を続けた場合です。「路上等喫煙禁止区域」外の「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」では、移動中の喫煙に対し指導をする場合がありますが、過料処分をすることはありません。

Q 「路上等喫煙禁止区域」で喫煙をしていて、注意を受けた場合は全て1,000円の過料が徴収されるのですか？

A 過料処分を行うのは、身分証明書を携帯する職員だけです。その他に啓発員による啓発や注意を行います。啓発員が過料処分をすることはありません。また、過料処分に際しては、違反者に弁明の機会があります。指導を受けた場合は、先ずは速やかにたばこの火を消してください。

Q 過料1,000円は、その場で徴収されるのですか？

A 処分決定後、原則その場で1,000円を納めていただきます。ただし、持ち合わせが無い場合は、納付書を交付いたしますので、後日伊丹市の指定金融機関で納付していただきます。



たばこはCOPD(慢性閉塞性肺疾患)などの肺の病気や、心臓の病気、がん等の原因になったり、胎児や子どもの成長・発達にも影響を与えます。喫煙者はたばこの煙が周囲の健康にも影響することを知って、受動喫煙を防ぐよう行動することが大切です。「禁煙の日」をきっかけに、みんなでたばこについて考えてみませんか。

こんなに危険!歩きたばこ!

- 人ごみを歩行中に、たばこの火が体に当たったり目が焦げた経験がありませんか？
- 火のついたたばこの中心付近の温度は700℃以上ともいわれています。
- 大人の手の高さは、子どもの顔の辺りであることもあります。
- また歩きたばこは、道路等へのばい捨ての原因になります。
- 「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」では、立ち止まるとの喫煙を。また周囲へのお気づかいもお願いします。



平成27年12月25日付で公布されました条例は以下の通りです。

伊丹市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例(平成27年伊丹市条例第61号)

(目的)
第1条 この条例は、路上等における喫煙による市民等の身体又は財産への被害の防止及び環境美化の推進について必要な事項を定めることにより、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上等 道路、公園、広場その他の屋外の公共の場所をいう。
- (2) 喫煙 たばこを吸うこと、又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)
第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上等における喫煙及び吸い殻の散乱を防止するために必要な施策を実施するとともに、市民等への啓発及び市民等による自主的な活動の支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の責務)
第4条 市民等は、吸い殻の散乱の防止に自ら努めるとともに、路上等における喫煙により、他人の身体若しくは財産に被害を与え、又は他人に迷惑をかけることのないようしなければならない。

2 市民等及び事業者は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するものとする。

3 事業者のうち、たばこの製造又は販売を行う者は、路上等における喫煙及び吸い殻の散乱の防止についての消費者の意識の啓発及び環境美化に努めなければならない。

(歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域の指定等)
第5条 市長は、移動しながらの喫煙による被害及び吸い殻の散乱を特に防止する必要があると認める区域を、歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

3 前項の規定は、重点区域の変更及び解除について準用する。

(重点区域内における歩行中等の喫煙の禁止等)
第6条 市民等は、重点区域内の路上等において、歩行中若しくは自転車に乗車中に喫煙をし、又はみだりに吸い殻を捨ててはならない。

(路上等喫煙禁止区域の指定等)
第7条 市長は、重点区域のうち、路上等における喫煙が特に市民等の身体又は財産に被害を及ぼすおそれがあると認める区域を、路上等喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 第5条第2項の規定は、禁止区域の指定、変更及び解除について準用する。

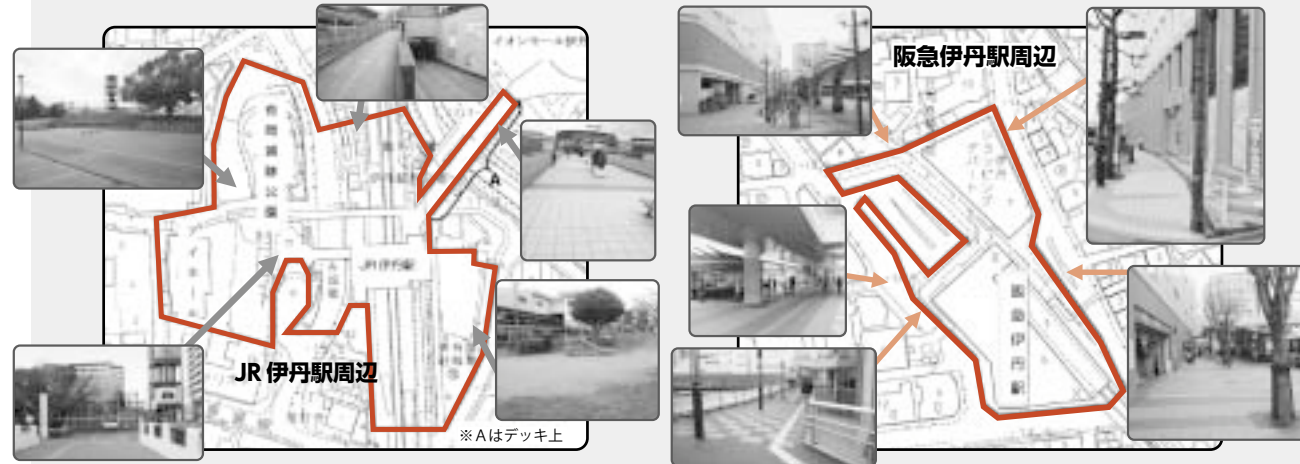
「路上等喫煙禁止区域」

JR伊丹駅 阪急伊丹駅 周辺バス停・歩道・公園・広場は「路上等喫煙禁止区域」です。

安全で美しい駅前環境にご協力ください。

「伊丹市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例」では、路上等の屋外における喫煙が、市民等の身体及び財産に危険を及ぼすおそれがあると特に認める区域として、JR伊丹駅と阪急伊丹駅周辺の道路や公園、広場等の屋外の公共施設部分を「路上等喫煙禁止区域」として指定します。そして平成28年7月1日より、この区域では喫煙が禁止となり、職員による指導等を開始。これは、本市ではバスが市民の貴重な交通機関となっており、特に両駅前バスターミナルは鉄道等

路上等喫煙禁止区域図 区域内の道路上や公園・広場での喫煙は禁止です(平成28年7月1日より)。



「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」

たばこを持つ手は子どもの顔の高さ! たばこの火の温度は700℃にも!

条例では中心市街地の右図の区域を、「徒歩や自転車で移動しながらの喫煙」と「吸い殻のばい捨て」を禁じる「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」と指定します。中心市街地では、特に朝や夕方には、通勤・通学や買い物等により多くの人々の行き来があることから、路上等でのすれ違いにより、たばこの火の接触によるやけどの危険性等が高まることから、歩きたばこや自転車乗車中の喫煙を制限するものです。また、日常的に特に人が多く集まる区域であることから、環境美化を推進する観点からも、重点的に吸い殻のばい捨てを防止することとして、市民団体等による啓発や職員による指導を進めてまいります。

喫煙関係の法律等と喫煙の際の注意点のおさらい



- (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)では、学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他公園、バス停等多数の者が利用する施設について、受動喫煙防止措置の努力義務が課せられています。⇒それぞれの施設管理者からの注意に従いましょう。
- (2) 県条例「受動喫煙の防止等に関する条例(平成24年)」は、特に子ども達への影響に配慮。学校、公共施設、旅客

3 市長は、禁止区域及び重点区域に喫煙所(以下「指定喫煙所」という。)を設けることができる。

(禁止区域内における喫煙の禁止)
第8条 市民等は、禁止区域内の路上等において喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所においては、この限りでない。

(喫煙等の中止の指導)
第9条 市長は、第6条又は前条の規定に違反した者に対し、喫煙の中止その他必要な措置をとることを指導することができる。

(身分証明書)
第10条 第12条の規定による過料の処分に係る事務を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該処分の相手方の請求があったときは、これを提示しなければならない。

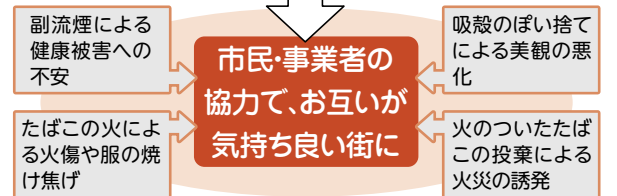
(委任)
第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)
第12条 第9条の規定による指導を受けたにもかかわらず、なお第8条の規定に違反して喫煙をした者は、1,000円の過料に処する。

付則
この条例は、平成28年2月1日から施行する。ただし、第6条、第8条、第9条、第10条及び第12条の規定は、平成28年7月1日から施行する。

ぜひ周辺に配慮をお願いします。また、吸った後の吸い殻は、携帯灰皿等の利用によりばい捨てはしないでください。

どうしてこの条例が必要なのですか？



歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域



Q 「路上等喫煙禁止区域」外の「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」ではどのような行為が禁止されるのですか？

A 重点区域では徒歩や自転車で移動しながらの喫煙が禁止となり、立ち止まるとの喫煙は可能です。ただし周囲に配慮の上、携帯灰皿等を利用の上で喫煙をお願いします。

Q 「歩きたばこ・ばい捨て防止重点区域」で違反した場合はどのような指導を受けるのですか？

A 「路上等喫煙禁止区域」外で徒歩や自転車で移動中に喫煙されている方には、止まって喫煙をするように指導する場合があります。またばい捨てをされた場合には、拾って携帯灰皿に入れていただくか、吸い殻入れに入れるように指導する場合があります。

用列車・車両、鉄道駅構内等では、禁煙や厳格な分煙等の措置がとられるよう規制されています。⇒そのほか、不特定多数の人が利用する建物の屋内や、屋外であっても鉄道駅のプラットフォームや学校等では喫煙できません。※1 ※1プラットフォームでも、厳格な分煙施設がある場所では可能です。

○市内の非喫煙者の受動喫煙に対する意識が高まり、歩きたばこや路上喫煙に対する苦情が増加しています。特に、バス停付近における受動喫煙被害の苦情が多く寄せられています。



伊丹市マスコット たみまる

パブリックコメントでのご意見ありがとうございます

平成27年10月1日(木)～10月31日(土)に、市ホームページや市役所の窓口、支所・分室等で「(仮称)伊丹市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例骨子(案)」へのパブリックコメントを募集しましたところ、9人の方から貴重なご意見をお寄せいただきました。今回はその中で条例に関係するご意見とともに、市の考え方の一部をご紹介します。

ご意見その1

バス停等で喫煙されるのも小さな子ども達まで煙を吸わされるので困ります。市内全域で歩きタバコ禁止の条例を作って欲しい。

1 市の考え方

今回の案では、特に多くの市民の皆さんが集まる中心市街地での規制を主としております。市内全域におきましても「他人に被害や迷惑となるような喫煙をしないよう」との規定を設置しており、全市的に喫煙者のご協力を得られるような啓発を進めてまいりたいと考えております。

ご意見その2

車から道路へのばい捨てをよく見かける。たばこのばい捨てはもちろん、公共の場である街の道路を汚すようなことはしてはいけません。みんなできれいに保つことは当然の事だと教育していくことも大事である。

2 市の考え方

条例では「市の責務」として「啓発、市民等の自主的な活動の支援」を行うこととして、「歩きタバコ・ばい捨て防止重点区域」において、たばこのばい捨て防止の指導を進める中で、市民のみなさんのご協力を得ながら啓発を進めてまいりたいと考えております。

ご意見その3

「歩きタバコ・ばい捨て防止重点区域」では、立ち止まって携帯灰皿を使用し喫煙することは違反ではないと解釈しますがどうですか。そしてこれを明文化すべきだと思いますが。

3 市の考え方

ご指摘のとおり、「歩きタバコ・ばい捨て防止重点区域」につきましては、立ち止まっての喫煙は違反となりません。条例では立ち止まっての喫煙自体は違反でないという条文になってはいたませんが、看板や印刷物等により啓発を行うに際しまして、市民の皆さんに分かりやすい表現を心掛けてまいります。

ご意見その4

路上喫煙禁止区域内の数箇所に喫煙場所を設置して欲しい。

4 市の考え方

路上喫煙禁止区域は、バスターミナルや公園、駅周辺歩道・広場等の必要最小限の範囲であり、区域内に喫煙場所を設けますと、これを中心とした煙による被害発生の可能性が高まる可能性があることから、条例の施行後の状況を調査し、また市民のみなさんのご意見をお伺いしながら喫煙所や灰皿のあり方について検討してまいります。

ご意見その5

過料の徴収は行き過ぎであり、徴収すべきではない。

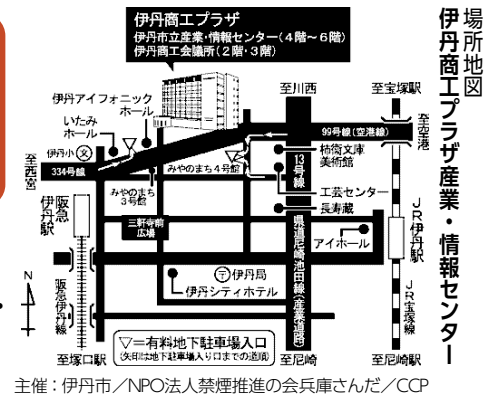
5 市の考え方

過料規定につきましては、決して喫煙者を取り締まることが目的ではなく、市民のみなさんの協力を得て、禁止区域の実効性を一層高めるための手段と考えております。基本的には啓発や指導を重点的に進めることにより、喫煙者のご理解の上、運用してまいりたいと考えております。

みんなでやろうよ!

コスプレおそうじ隊説明セミナー&いたみクリーン作戦開催!

JR伊丹駅～
阪急伊丹駅



阪急伊丹駅・JR伊丹駅は、伊丹市の顔とも言える場所です。平成27年には駐輪場を使いやすくしたり、路上駐輪ラックを設ける等の放置自転車対策を進め、より安全で快適な空間にするための取り組みを進めています。

今回の条例の施行を記念して、また今後の啓発にご協力いただく市民団体のPRのために、「みんなでやろうよ!コスプレおそうじ隊説明セミナー」を開催いたします。また式終了後に、阪急伊丹駅及び有岡城跡公園周辺で仮装・コスプレ参加者による「お掃除活動」を実施いたしますので、たくさんの方のご参加をお待ちしております。

当日の仮装参加者募集!

ネコ耳やリボン等ワンポイントも可。
ぜひご参加を!当日受付。

- 日時：平成28年 **3月19日(土)** ●開場：午後1時
- 開会：午後2時～午後4時ごろ ●場所：伊丹商工プラザ産業・情報センター6階マルチメディアホール ●参加料：無料
- 定員：250名(当日先着順・整理券当日配布)

おジャ魔女どれみ 涼宮ハルヒシリーズでお馴染みの...

「あなたもなれる?声優メソッド」

講師/声優 松岡由貴さん

○「コスプレおそうじ隊説明セミナー」

「コスプレおそうじ隊」のメンバーが、まちの環境美化への決意表明をします。(当日受付・参加可)

○パネルディスカッション

「美しい街づくりに、私ができる事」

パネリスト 松岡由貴さん/NPO法人禁煙推進の会兵庫さん代表、コスプレクリーンプロジェクト—CCP

○「コスプレおそうじ隊」によるお掃除活動

●時間：午後4時ごろ～ 雨天実施 ●場所：JR伊丹駅～阪急伊丹駅周辺 当日の飛び入り参加歓迎! (掃除用具等は主催者で用意いたします。)仮装やコスプレの詳細は市ホームページでご確認ください。



松岡 由貴(まつおか ゆき、9月13日生まれ)

声優、タレント、大手前短大講師。ぷるだくしゅんパオパブ所属。愛称は「ゆきちゃん」「由貴姉」「まつゆき」がある。子どもの頃から劇団に所属し、タレントとして関西ローカルのテレビやラジオの番組に出演、1990年代末以降は声優としてアニメやテレビ番組のナレーションを中心に活動。代表作に『BLEACH』(井上織姫)、『おジャ魔女どれみシリーズ』(妹尾あいこ)、『魔法先生ネギま!シリーズ』(エヴァンジェリン・A・K・マクダウェル)、『涼宮ハルヒシリーズ』(鶴屋さん、ちゅるやさん)、『あずまんが大王』(春日歩)、『グランブルーファンタジー』(フェンリル)など。



あなたも「コスプレおそうじ隊」に参加しませんか?

活動内容：コスプレにより、路上喫煙防止等の啓発事業の企画と事業実施

活動日：各種イベント開催に合わせて、年に6回程度

活動場所：JR伊丹駅や阪急伊丹駅周辺等の中心市街地

問合せ先：伊丹市生活環境課
TEL.072-781-5371



コスプレイヤーさんの参加歓迎

「いたみクリーンサポーター」に参加しませんか?

活動内容：路上喫煙やばい捨て防止等の啓発・清掃等の実施

活動日：主に平日 活動場所：JR伊丹駅や阪急伊丹駅周辺

問合せ先：伊丹市生活環境課 TEL.072-781-5371

